

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	ボイラー等の保守点検整備 及び性能検査	入 基 L P S - X - 1 1 4 2 6	
		承 認	令和 8 年 6 月 2 5 日
		作 成	令和 8 年 6 月 2 5 日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		要求部隊等名	中警団基地業務群施設隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、ボイラー及び圧力容器の保守点検整備（以下「本役務」という。）について適用する。

1.2 役務内容

調達要領指定書による。

2 一般共通事項

2.1 共通仕様

- a) 本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」（以下「改修標準仕様書」という。）による。
- b) 本仕様書において適用する関係法令等は、次の各号に掲げるものによる。
 - 1) ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年9月30日）
 - 2) 労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）
 - 3) その他関係法令、上記の下位諸法令及び地方公共団体等の関係各条例並びに規則類
- c) 本仕様書に記載していない事項及びその他役務実施上、疑義を生じた場合は、契約担当官と協議し、指示を受けるものとする。
- d) 本仕様書に記載されていない事項においても、現場の収まり、取合い等の関係により必要なものは契約相手方が実施するものとする。材料の寸法、取付位置及び工法を変更する場合は、監督官と協議により行う。この場合における履行期間の延長はしないものとする。

2.2 基地内共通事項

契約相手方は、基地内において法令及び基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官及び検査官の指示に従わなければならない。

- a) 本役務の履行場所において基地の電気及び水道を使用する必要がある場合は、契約相手方が経費を負担するものとする。ただし、使用の際は監督官の許可を得るものとする。
- b) 契約相手方は、基地及び基地の施設への立入に関し、規則に基づく所要の手続を実施し、基地司令の許可を受けるものとする。

- c) 履行中のトイレの使用については、仮設トイレ又は厚生センターのトイレを使用するものとする。これによりがたい場合は、監督官と協議するものとする。
- d) 契約相手方は、基地内において本役務の履行に必要な場所以外への立入は行わないほか、細部は監督官の指示に従うものとする。
- e) 契約相手方は、基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
- f) 契約相手方は、基地内における写真撮影について、本役務に必要な場合及び内容のみとし、監督官の許可を得るものとする。また、写真、フィルム及び内容のみとし、監督官への提出後完全に消去し、保持してはならない。
- g) 契約相手方は、官側から貸与された設計図書等を当該役務関係者以外に貸出、複製又は閲覧させてはならない。また、役務履行後速やかに返納すること。
- h) 契約相手方は、本役務に関するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後、当該データを消去し、当該データを保持しないものとする。
- i) 本仕様書に記載されていない事項で、関係法令等上、当該実施しなければならない事項については、契約相手方が関係法令等に基づき実施するものとする。

2.3 基地内共通規定事項

- a) 作業時間は、8時15分から17時までを基準とし、休憩時間は監督官の指示に従い、1時間とするものとする。細部は監督官の指示による。
- b) 基地内における車両等の運行は、公道と同様に交通規則を厳守し通行する。
- c) 基地内における車両の駐車場所、資機材置き場は、監督官の指示による。
- d) 基地内における車両の制限速度は、別に示す場合を除き30キロメートル毎時（基地外周道路40キロメートル毎時）とする。
- e) 携帯電話は、車内又は建物内の指定場所に保管し、事務所内へ持ち込まないこと。また、電話及び操作は、事務所外で行うこと。
- f) 朝夕の国歌吹鳴時（土曜日、日曜日を除く8時15分及び17時）は、騒音を発生させたり国旗掲揚塔の前を移動しないこと。

3 役務の一時中止、履行期間の変更

役務の一時中止、履行期間の変更が必要となった場合は、直ちにその状況を監督官に報告し契約担当官と協議のうえ指示を受ける。

4 管理事項

- 4.1 役務の実施にあたっては、安全管理を十分に行い、万一事故が発生した場合は、契約相手方の責任において処置するものとする。
- 4.2 役務に伴い破損した箇所は、契約相手方の責任において、在来にならい収まり良く補修するものとする。
- 4.3 履行場所は、常に清掃を確実に実施し、使用材料等は指定した場所に整理整頓して保管するものとする。
- 4.4 役務写真は、施工前、中、後、役務完了後の確認が困難な箇所、材料及び完了確認等、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「営繕工事写真撮影要領」に準じて撮影するほか、監督官の指示により撮影し、役務経過の記録帳（役務写真帳）を提出するものとする。

品名又は件名	ボイラー等の保守点検整備及び性能検査
--------	--------------------

4.5 役務写真の撮影には、通信機能を有しないデジタルカメラ等で撮影するものとする。

5 提出書類等

契約相手方は、以下の書類等を提出、提示又は掲示しなければならない。尚、書類の定型については監督官が指定する様式とする。ただし、監督官が提出等を要しないと指示したものは除く。

5.1 役務関係書類

- a) 着工届
- b) 現場代理人等通知書
- c) 工程表
- d) 材料搬入報告書
- e) 完成通知書
- f) 役務写真
- g) 役務打合せ簿
- h) 火気使用通知書
- i) 部外者給水等使用通知票
- j) 発生材調書
- k) その他監督官が必要と指示したもの。

5.2 残業届

次に示す履行を必要とする場合は、あらかじめ残業届を提出するものとする。

- a) 課業時間（平日の8時15分から17時）を超える履行
- b) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日等の履行

6 現場管理

6.1 履行管理

現場代理人は、役務履行に関する諸法規及び諸規定に精通し、かつ、十分な経験を有するものとする。国家資格等を必要とする履行の場合は、その資格を有する主任技術者を選任するものとする。

6.2 現場代理人

- a) 現場代理人は、履行場所に常駐し、その運営、取締りを行うものとする。ただし、履行場所における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督官との連絡体制が確保されると監督官が認めた場合には常駐を要しないことができる。
- b) 履行期間中は監督官と履行の開始前、終了後に必要な調整を行う。
- c) 品質、工程等の履行管理を行う。
- d) 役務関係者に、役務関係図書及び監督官に受けた指示内容について周知徹底を図る。
- e) 既存施設部分、役務目的物の履行済み部分等について、汚染又は損傷しないよう適切な養生を行い、役務に伴った損傷等の部分は原状回復するものとする。
- f) 役務の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。
- g) 溶接作業など火気を使用する場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに適切な消火設備、防災シート等を設けるなどの防火措置を行う。

品名又は件名	ボイラー等の保守点検整備及び性能検査
--------	--------------------

h) 化学製品の取扱いに当たり、健康と安全の確保及び環境保全に努める。

7 後片付け

役務の完成に際しては、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。

8 交通安全管理

役務材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について関係機関と十分打ち合わせのうえ、交通安全管理を行う。

9 履行

9.1 履行

- a) 履行は、設計図書、履行計画書及び監督官の承諾を得た工程表並びに履行図等に従って行う。
- b) 別契約役務と履行上密接に関連する役務については、監督官の調整に協力し、当該役務関係者とともに、役務全体の円滑な履行に努める。

9.2 工法の提案

- a) 設計図書によることが困難又は不都合な場合（特に関連法令に抵触する等）は、設計図書に定められた工法以外で、所要の品質及び性能の確保が可能な工法並びに環境の保全に有効な工法を提案する。
- b) 提案した工法については、監督官と協議し承諾を得て履行すること。

10 検査・確認

契約相手方は、検査又は確認等に必要な資機材及び労務等を提供する。また、原則監督官の立会いのもとに実施する。

10.1 中間確認

- a) 監督官の確認を以下の場合に実施する。
 - 1) 隠ぺいとなる部分で履行後確認できない場合
 - 2) 履行毎、工程毎に確認を必要とする場合
 - 3) 設計図書に定められた場合
 - 4) 一工程の履行を完了した場合
 - 5) 履行の各段階の履行状況や完成状態、材料、試験結果等について、契約相手方より提出された資料や設計図書に基づき、監督官が適否を判断する場合
- b) 確認の結果、合格した工程と同じ材料及び工法により履行した部分は、原則として抽出確認とする。ただし、監督官の指示を受けた場合はこの限りではない。
- c) 契約相手方は、見本履行の実施が妥当と判断した場合又は、監督官に指示された場合は、仕上り程度等の判断ができる見本履行を行い、監督官の承諾を得る。

10.2 完成検査

以下の全ての要件を満たす場合に検査官が実施する。

- a) 仕様書に示す役務の完了
- b) その他監督官の指示する事項

品名又は件名	ボイラー等の保守点検整備及び性能検査
--------	--------------------

11 役務に関する要求

- 11.1 本役務を実施する者はボイラー及び圧力容器安全規則に基づく有資格者でなければならない。
- 11.2 本役務において交換部品等を要する場合は監督官等に速やかに報告するものとする。
- 11.3 厚生労働大臣の登録を受けた登録性能検査機関（以下、登録性能検査機関という。）による性能検査点検結果が、条件付き合格又は不合格の場合については、監督官と協議するものとする。
- 11.4 契約相手方は、登録性能検査機関から性能検査結果（様式任意）を受領し、速やかに監督官に提出するものとする。
- 11.5 性能検査等
 - a) 契約相手方は、本役務契約後、登録性能検査機関に性能検査受検有効期限を過ぎることのないように受検を申し込むものとする。
 - b) 各機器の分解整備終了後、監督官等が実施する中間確認に契約相手方は立会するものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号			
	調 達 要 求 年 月 日			
	作 成 部 課	中警団基地業務群施設隊		
	作 成 年 月 日	令和 8 年 月 日		
品名又は件名	ボイラー等の保守点検整備及び性能検査			
仕様書番号				
指定事項				
1.2 役務内容				
関係法令に基づき、ボイラー及び圧力容器の保守点検整備及び登録性能検査機関による性能検査を行い、性能検査結果を監督官へ報告するものとする。				
a) 保守点検整備内容				
保守点検整備及び性能検査機器一覧表に記載した機器を付紙1～3の「航空自衛隊入間基地ボイラー及び圧力容器整備要領（基準）」に基づき整備し、検査終了後、組立て及び試運転を行うものとする。				
b) 保守点検整備及び性能検査機器一覧表				
項目	名称	容量等	数量	単位
1	RE-100FⅡタクマ製 炉筒煙管ボイラー(No. 2)	114.4m ² (伝熱面積)	1	基
2	貯湯槽	1.750m ³ (内容積)	1	基
3	貯湯槽	0.633m ³ (内容積)	1	基
4	貯湯槽	0.600m ³ (内容積)	1	基
5	貯湯槽	2.239m ³ (内容積)	1	基
6	貯湯槽	5.586m ³ (内容積)	1	基
7	熱交換器	0.073m ³ (内容積)	1	基
8	熱交換器	0.110m ³ (内容積)	1	基
9	熱交換器	0.179m ³ (内容積)	1	基
c) 整備期間				
令和8年9月1日から性能検査受検前日				
d) 履行場所				
航空自衛隊入間基地（付図のとおり。）				
e) パッキンについては、部隊側から支給したものを使用する。				

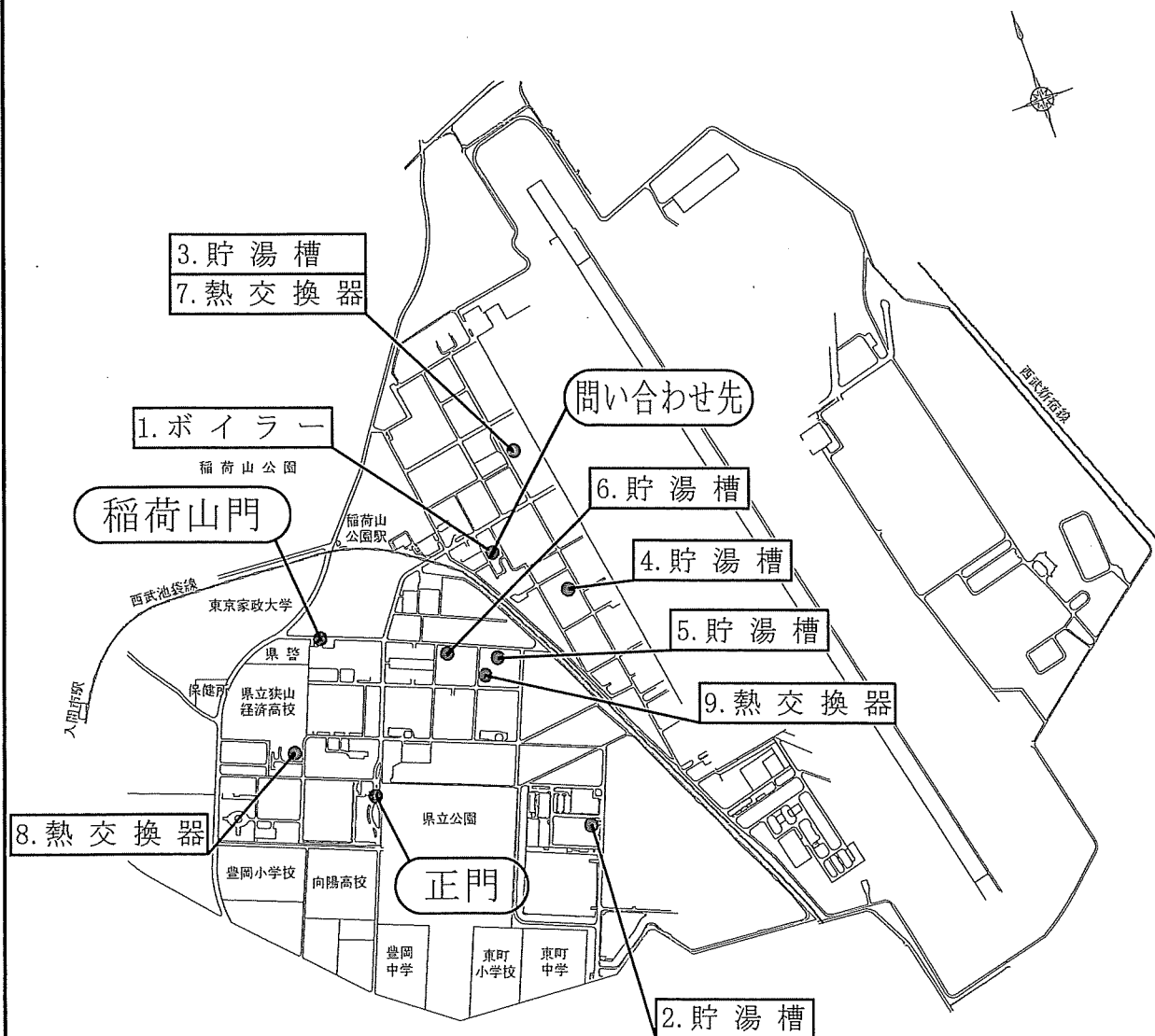
指定事項

11.5 性能検査等

- a) 性能検査の受検は，有効期限を超えない令和8年10月31日までにを行うものとする。
- b) 性能検査受検申し込みの際，性能検査切替え前点検（炉筒煙管ボイラー）を行い，その現状を登録性能検査機関へ報告するものとする。

品名又は件名：ボイラー等の保守点検整備及び性能検査

案 内 図



問い合わせ先

住所：埼玉県狭山市稲荷山 2－3
(航空自衛隊入間基地)電話：04－2953－6131
(内線) 2630

航空自衛隊入間基地ボイラー及び圧力容器整備要領（基準）

1 炉筒煙管ボイラー

箇所	整備要領
煙室	前後部煙室及び前部煙室蓋部分はケレンを実施し煤等を除去
	煙管内部はチューブクリーナーを使用し、煤等を除去
燃焼室内	ケレンを実施し煤等を除去
	耐火材等が破損していた場合は軽微の補修
水室内部	煙管群の隙間の奥まで清掃
	腐食部分はワイヤーブラシ等で清掃
	水室内部の被膜は落とさない程度に清掃
	検査口のフランジ蓋部分清掃
	復旧までに検査口蓋部分及び検査口内側部分にボイラーペイントを塗布
安全弁	分解し清掃
	弁座及び弁体以外は付着物を除去
	弁座及び弁体の摺合わせ作業を実施し摺合わせ完了後、性能検査前日まで布等で包み異物付着防止の処置
水面計	分解し清掃
	分解した部品の汚れ及び付着物は全て除去
主蒸気弁	分解し清掃
	主蒸気弁内部及び弁棒の付着物を除去
	主蒸気弁蓋部分のパッキン破片の除去
電極式水位検出器	分解し清掃
	電極棒の金属部分を研磨し付着物を除去
	相フランジ面及び水面計コラム（受け側）内部の付着物を除去
フロートスイッチ	分解し清掃
	蓋部分及び本体（受け側）の付着物を除去
吹出し弁	分解し清掃
	吹出し弁本体（受け側）から引き抜いた弁棒の付着物を除去
	内部のパッキン破片の除去
チャッキ弁	分解し清掃
	内部の付着物を除去
	取り外した弁体の摺合わせ作業を実施し摺合わせ完了後、性能検査前日まで布等で包み異物付着防止の処置

連続ブロー装置	分解し清掃
	連続ブロー装置容器側から本体を抜き取り付着物を除去
	連続ブロー装置容器内の付着物を除去
	本体清掃後、管内漏れ等の確認の実施
ストレーナー	分解し清掃
	本体から蓋を外し、内部に装着された金網を取外し付着物を除去
	本体及び蓋の付着物を除去
圧力計	取外し、ネジ山部分を清掃
	銅管内部は付着物を除去
押込みファン	清掃を実施

※油量調節弁、プレッシャーレギュレーター、油電磁弁、バーナー本体、着火装置、圧力スイッチ、給水流量計、バーナー連動装置及びボイラー制御盤は整備しないものとする。

2 熱交換器

箇所	整備要領
本体内部	内部全面を研磨し、スケール除去
	本体内部の奥は届く範囲で付着物を除去
	研磨した内部は防錆油等を塗布し、状態を維持
	復旧前までにボイラーペイントを塗布
チャンネルカバー	内部全面を研磨し、スケール除去
	復旧前までにボイラーペイントを塗布
	使用するパッキンにはステンレス用ガスケットペーストを塗布
コイル	コイル外観は被膜を落とさないように付着物を除去
	コイル内部は、銅管内を傷つけない程度に清掃
安全弁	分解し清掃
	弁座及び弁体以外は付着物を除去
	弁座及び弁体の摺合わせ作業を実施し摺合わせ完了後、性能検査前日まで布等で包み異物付着防止の処置
ストレーナ	蓋を外し内部に装着された網部分を取外し清掃
	本体内部の清掃
トラップ	分解し清掃
	蓋及び内部の付着物を除去
圧力計 水高計 温度計	取外し、ネジ山部分を清掃
	銅管内部は付着物を除去

3 貯湯槽

箇所	整備要領
本体内部	被膜を落とさない程度に清掃
チャンネルカバー	内部全面を研磨しスケール等を除去
	復旧前にボイラーペイントを塗布
	使用するパッキンにはステンレス用ガスケットペーストを塗布
コイル	コイル外観は被膜を落とさないように付着物を除去
	コイル内部は、銅管内を傷つけない程度に清掃
	コイル清掃後、内部漏れ等の確認を実施
逃し弁	分解し清掃
	弁座及び弁体以外は付着物を除去
	弁座及び弁体の摺合わせ作業を実施し摺合わせ完了後、性能検査前日まで布等で包み異物付着防止の処置
ストレーナ	蓋を外し内部に装着された網部分を取外し清掃
	本体内部の清掃
トラップ エア抜き弁	分解し清掃
	蓋及び内部の付着物を除去
圧力計 温度計 感温管	取外し清掃

4 その他

- (1) 水室及び燃焼室で作業する場合は、酸欠防止のためダクトで通気を確保する。
- (2) 付属品等の分解作業は、板又はシート等を敷き部品の破損防止の処置をとる。
- (3) ボルト、ナット、ネジ等は研磨し汚れ等を落とす。
- (4) マンホール、検査穴、掃除穴の蓋は全て取外す。
- (5) 外したフランジ面やネジ込み部及びネジ山部にパッキン及びシールテープの破片を残さないように確実に除去する。
- (6) 分解して手入れされた付属品等については錆びないように防錆油等を塗布した状態を維持しておく。
- (7) パッキン類は各部品等に適した種類のパッキンに交換する。
- (8) ボイラー及び圧力容器に設置されている全ての安全弁及び逃し弁のテストを行い、監督官立会いのもと、吹出しテストを実施する。